

リサイクルP P C用紙 A 4 ・ A 3 の購入
(令和6年度)
仕様書

令和6年2月

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

1. 契約件名

リサイクルPPC用紙A4・A3の購入（令和6年度）

2. 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

3. 納品期限及び納品場所

(1) 1月あたり2回程度の発注とし、各回の納品期限は、機構が発注時に指定する日とする。

(2) 納品場所は次のとおりとする。

①〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 各部室 6～13階、19階

（各部に直接納品すること）

②〒530-0011

大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館タワーB 12階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 関西支部

※令和6年度内に移転予定

移転先：NakanoshimaGross 大阪市北区中之島4丁目32-17

4. 規格及び購入予定数量

(1) 日本産業規格A列4番（1箱2,500枚）

1,700箱（うち関西支部分12箱程度）

(2) 日本産業規格A列3番（1箱1,500枚）

40箱（うち関西支部分1箱程度）

※1 3.(2)①に定める納品場所では1回の発注あたり、50～150箱程度、1月あたり2回の発注を見込んでいる。

※2 3.(2)②に定める納品場所では1回の発注あたり、5～12箱程度の発注を見込んでいる。

※3 なお上記購入予定数量はあくまで概算値であり、この数の購入を保証するものではない。

5. 納入物品の仕様

- ・古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を環境省の定める算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。
- ・バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ・製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。
- ・紙質は中性紙であること。
- ・この他、明記のない事項についても、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の基準を満たす仕様であること。

6. 形状等

- ・折れ、しわ、傷、汚れ、異物等の混入のないこと
- ・用紙の切り口には、バリがないこと
- ・高速プリンター及び複写機等に共用できるものであり、平滑性が高く詰まりにくいものであること。

7. 納品形態

- ・用紙は防湿加工を施した包装紙で包装し、段ボール箱に梱包の上、納品すること。
- ・製品の包装は、A4は500枚5束、A3は500枚3束の1箱単位とすること。

8. 納品方法

（1）新霞が関ビルについて（3.（2）①に定める納品場所）

- ・納品にあたっては、当機構及び建物管理者の指示に従うこと。また、必要十分な注意を払い、手押し車（台車）等で納品すること。（パレットでの納品は禁止とする）
- ・納品時間については、当機構の指定する時間とする。
- ・納品にあたってエレベーターを使用する際は、荷物用エレベーターを使用すること。
- ・新霞が関ビル駐車場を利用する場合の条件としては以下のとおり。
 - ①大型自動車で出搬入する場合

新霞が関ビル1階（高速側（六本木通り側））の大型車駐車スペースに止めることが可能。その際には、新霞が関ビル管理事務所の許可が必要となるので、事前（数日前）に行先部署名、日時、車両番号、車高、使用業者名等を所定の様式に記載し、メールで連絡すること。

②それ以外の自動車で納品する場合

車の高さの制限：2.5mを超えない高さの自動車に限る。

荷下ろし：地下1階駐車場の空いたスペースに車を止め荷下ろしすること。

料金：荷下ろしに係る料金について、機構は負担しない。

(2) グランフロント大阪について（3.（2）②に定める納品場所）

- ・関西支部に納品する際は宅配便によって納入することとする。その際に発生する費用については入札金額に含めること。令和6年度内に関西支部を移転する予定であり、移転後は移転先の事務所へ納入することとする。

9. 契約金額・請求について

購入する紙の各規格1箱及び関西支部への送料1箱分あたりの単価契約とする。各単価は税抜額とし、1円未満の端数は切捨とする。1ヶ月ごとの購入数を取りまとめ、合計額（税込）を請求することとする。

10. その他

- ・納品後、当該納品物が仕様書で定める内容に適合していないことが判明した際には、直ちに良品と交換すること。
- ・納品物の数量および規格が発注内容と異なる場合は、直ちに発注内容と同様物を再納品すること。
- ・本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、落札事業者はPMDAと十分協議の上その指示に従うこととする。

11. 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 財務管理部契約課 川満 拓

電話：03-3506-9428

FAX：03-3506-9417

E-mail：keiyaku-ka●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため●を半角のアットマークに変えてください。

以上